

言渡	平成 23 年 6 月 7 日
交付	平成 23 年 6 月 7 日
裁判所書記官	

平成 22 年(ワ)第 3095 号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成 23 年 4 月 8 日

判 決

札幌市

原 告

東京都千代田区大手町一丁目 2 番 4 号

被 告

プロミス株式会社

(以下「被告プロミス」という。)

上記代表者代表取締役

久 保 健

上記訴訟代理人弁護士

鈴 木 康 之

同

中 山 和 人

同

金 子 桂 輔

同

今 井 多 恵 子

同

藤 田 悟 郎

東京都港区六本木一丁目 8 番 7 号

被 告

ネオラインキャピタル株式会社

(以下「被告ネオライン」という。)

上記代表者代表取締役

原 川 城 治

上記訴訟代理人支配人

天 野 俊 彦

主

文

- 1 被告プロミスは、原告に対し、308万6495円及びうち282万4652円に対する平成22年6月4日から完済まで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告プロミスは、原告に対し、263万5445円及びうち246万7687円に対する平成21年3月31日から完済まで年5分の割合による金員を支払え。

- 3 被告ネオラインは、原告に対し、14万4654円及びうち14万1000円に対する平成22年6月4日から完済まで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 5 この判決は、主文1ないし3項に限り、仮に執行することができる。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

- 1 請求の趣旨
主文と同旨。
- 2 請求の趣旨に対する被告らの答弁
 - (1) 原告の被告らに対する請求をいずれも棄却する。
 - (2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

第2 当事者の主張

【請求原因】

- 1 被告プロミス及び訴外株式会社クラヴィス（以下「訴外会社」という。）は、いずれも、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の「貸金業の規制等に関する法律」を指す。以下も同じ。）による登録をした貸金業者であり、消費者金融を業とする会社であって、多数の顧客との間で利息制限法所定の上限利率（以下「上限利率」という。）を超える利息を合意し、反復継続して小口の貸付を行い、継続的に、顧客から上限利率を上回る約定利息（以下「超過利息」といい、約定利率によって計算される貸金残元本を「約定元本」という。）を含む元利金の弁済を受ける取引を行っていた。原告は、被告プロミス及び訴外会社の顧客であった。

なお、訴外会社のもともとの商号は「リッチ株式会社」であったが、その商号は、平成14年4月「株式会社ぷらっと」に、平成17年6月「株式会社クオークローン」に、平成19年12月「株式会社タンポート」に、平成21年

5月「株式会社クラヴィス」にそれぞれ変更されている。

2 被告プロミスとの基本契約に基づく取引の経過

原告は、平成元年5月10日、被告プロミスとの間で金銭消費貸借取引に関する基本契約（乙1）を締結し（以下、この基本契約を「甲契約」といい、甲契約に基づいてされた継続的な金銭消費貸借取引を「甲取引」という。）、同日、被告プロミスから25万円を借り入れ、以後、平成22年6月3日までの間、被告プロミスとの間で、別紙法定金利計算書1（以下「別表1」という。）のとおり金銭の借入と弁済を行った。

3 訴外会社との基本契約に基づく取引の経過

(1) 原告は、平成2年7月10日までに、訴外会社との間で金銭消費貸借取引に関する基本契約を締結し（以下、この基本契約を「乙契約」といい、乙契約に基づいてされた継続的な金銭消費貸借取引を「乙取引」という。）、同日、訴外会社から50万円を借り入れ、以後、平成19年10月19日までの間、訴外会社との間で、別紙法定金利計算書2（以下「別表2」という。）の番号1ないし224のとおり金銭の借入と弁済を行った。

なお、平成19年10月19日の時点での約定元本は47万5944円、約定利息は6806円であり（甲4）、別表2の番号223及び224の記載は、原告が、平成19年10月19日、訴外会社に約定利息6806円を弁済した事実を意味する。

(2) 被告プロミスと訴外会社は、平成19年10月19日、債権譲渡契約という形式により、乙契約における貸金業者の地位を訴外会社から被告プロミスに移転させる旨を合意した（甲4）。

(3) 原告は、そのころ、債権譲渡があったとの通知を受け、被告プロミスに対し平成19年11月2日から平成21年3月30日までの間、別表2の番号225から242のとおり弁済を行った。

4 過払金の発生

甲乙取引に適用される上限金利は年18パーセントであり、原告と被告プロミス及び訴外会社との利息の契約のうちこれを超える部分は無効であり、超過利息は当然に元本に充当される。そして、超過利息を元本に充当した結果元本が完済された後に被告プロミスが受領した弁済は過払金（不当利得）となる。

5 法定利息の発生

被告プロミス及び訴外会社は、超過利息を利息として受領し得ないことを知りながら本件弁済を受領していたから、民法704条所定の「悪意の受益者」として、過払金を返還するだけでなく、過払金が発生した時から過払金返還までの間、同条所定の年5分の利息（以下「法定利息」という。）を支払う義務を負う。

6 充当計算の結果

上記のとおり発生した過払金及び法定利息は、新たな借入金債務との間で当然に充当関係が生じ、新たな借入金債務は、民法491条に従い、まず法定利息に充当され、その残額が過払金に充当されることになる。

このような充当計算を行うと、甲取引については、別表1のとおり、最終弁済日である平成22年6月3日時点で過払金282万4652円及び法定利息26万1843円が新たな借入金債務との充当がされないまま残存していたことになる。

同様に、乙取引については、別表2のとおり、最終弁済日である平成21年3月30日時点で過払金246万7687円及び法定利息16万7758円が新たな借入金債務との充当がされないまま残存していたことになる。

7 被告ネオラインに対する非債弁済

(1) 被告ネオラインは、乙取引に係る貸金債権の譲渡を受けたと主張し、別紙法定金利計算書3（以下「別表3」という。）の番号1ないし13のとおり、原告から14万1000円の弁済を受けた。

(2) 別表2のとおり、乙取引においては平成22年3月30日の時点で多額の

過払金が発生しており、客観的には被告プロミスの原告に対する貸金債権など存在しない状況であり、被告らはそのことを熟知していた。

にもかかわらず、被告ネオラインは、原告から弁済を受けたから、非債弁済金を返還するだけでなく、非債弁済金が発生した時から返還までの間、法定利息を支払う義務を負う。

上記非債弁済金に対する平成22年6月3日までの間の法定利息は3654円である。

8 まとめ

- (1) 原告は、被告プロミスに対し、甲取引に係る過払金の返還を求めるとともに、民法704条に基づき、過払金に対する平成22年6月3日における確定法定利息及びその翌日から完済まで年5分の割合による法定利息の支払を求める（以下「甲請求」という。）。
- (2) 原告は、被告プロミスに対し、乙取引に係る過払金の返還を求めるとともに、民法704条に基づき、過払金に対する平成21年3月30日における確定法定利息及びその翌日から完済まで年5分の割合による法定利息の支払を求める（以下「乙請求」という。）。
- (3) 原告は、被告ネオラインに対し、非債弁済金14万1000円の返還を求めるとともに、民法704条に基づき、非債弁済金に対する平成22年6月3日における確定法定利息3654円及びその翌日から完済まで年5分の割合による法定利息の支払を求める（以下「丙請求」という。）。

【請求原因に対する被告プロミスの認否及び主張】

- 1 請求原因1の事実は認める。
- 2 同2の事実は、被告プロミス開示の取引履歴と一致する限度で認める。
- 3 同3(1)の事実は知らず、(2)の事実は否認し、(3)の事実は認める。

(被告プロミスの主張)

被告プロミスは、乙取引について、訴外会社との間で貸金債権の譲渡を合意

ただけであり、乙契約の契約上の地位（貸主の地位）を承継したわけではないから、過払金債務を承継していない。

したがって、被告プロミスは、平成19年10月19日以前の弁済によって生じた過払金の返還義務を負うわけではない。

4 同4の主張は争い、同5の事実は否認し、同6の充当計算は争う。被告プロミスは、甲取引において過払金が発生したことにつき悪意の受益者ではない。

(被告プロミスの主張)

(1) 被告プロミスは、甲取引において、貸付の都度、貸金業法17条所定の事項が記載された書面（以下「17条書面」という。）に該当する貸付書面を交付し（以下「本件貸付書面」という。）を原告に交付していたし、弁済を受ける都度、貸金業法18条所定の事項が記載された書面（以下「18条書面」という。）に該当する領収書（以下「本件受領書面」という。）を原告に交付している（乙12）。

(2) ところで、最高裁判所は、約定弁済を遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約の下で超過利息を支払った場合には、債務者において約定の元本と共に上記制限を超える約定利息を支払わない限り期限の利益を喪失するとの誤解が生じなかったといえるような特段の事情のない限り、超過利息の支払は貸金業法43条1項にいう「債務者が利息として任意に支払った」ということはできないと判断した（最高裁判所平成18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁。以下「平成18年最高裁判決」という。）。

次いで、最高裁判所は、貸金業者が超過利息を受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法7

04条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきであると判断した（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁（以下「平成19年最高裁判決」という。）。

しかし、最高裁判所は、平成18年判決以前の超過利息の受領によって発生した過払金については、期限の利益喪失約款により弁済が強制されていたため任意の任意性が認められないとの一事をもって、貸金業者を悪意の受益者と推定することはできないと判断した。

(3) 最高裁判所の判断を前提にしてみると、被告プロミスは、すべての顧客との間で、17条書面及び18条書面を交付しながら取引を継続する態勢を整えており（乙8、乙13）、貸金業法43条1項所定の要件を充たしているものと信じて、すなわち超過利息の返還義務を負わないものと信じて営業を続けていた。

もつとも、貸付極度額とリボルビング払による弁済を組み合わせた取引であっては、元本額の変動が予定されていたし、毎月の弁済額も一定ではないため、予め貸付書面に返済期間及び返済回数（貸金業法17条1項6号所定の法定記載事項）を確定することが困難であったこと、貸付の大部分がATM（現金自動受渡機）で行われており、ATMを利用して貸金の交付が行われた場合に発行される取引明細書に返済期間及び返済回数を記載することが困難であった。

しかし、極度額とリボルビング払を組み合わせた金銭消費貸借取引に対し、返済期間と返済回数の厳格な記載を求める法解釈や行政指導はなく（返済期間と返済回数について厳格な記載を求める解釈が確定したのは、最高裁判所平成17年12月15日第一小法廷判決・民集59巻10号2899頁によってである。）、本件貸付書面と本件受領書面（乙12）の交付をしている以上、平成18年最高裁判決以前の超過利息について、被告プロミスが貸金業法43条1項によって返還を要しないと理解していたとしてもやむをえない

ところである。したがって、平成18年最高裁判決以前の超過利息の支払によって発生した過払金に関する限り、被告プロミスが悪意の受益者と推認する根拠は乏しいというべきである。

(4) 平成18年最高裁判決が出た後、被告プロミスは、平成18年6月、顧客の履行遅滞によって期限の利益が失われることがないように契約約款を変更し、その旨を顧客に周知していたから、平成18年最高裁判決以後の超過利息の支払によって発生した過払金についても、被告プロミスが悪意の受益者と推認することはできないというべきである。

【請求原因に対する被告ネオラインの認否】

- 1 請求原因7(1)の事実は認める。
- 2 同7(2)の事実は否認する。被告ネオラインは悪意の受益者ではない。

理 由

第1 甲請求の当否について

- 1 請求原因1の事実は当事者間に争いがなく、甲第1号証、乙第1ないし第3号証、第12号証によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、平成元年5月10日、被告プロミスとの間で、貸付極度額を50万円、契約期間を2年間としてその範囲内で繰り返し与信がされること、契約期間は特段の意思表示がない限り自動更新されること、毎月31日までに元金5000円ずつ以上と経過利息を支払うこと、ただし毎月の返済回数は原告の自由であること、原告に債務不履行がある場合、被告プロミスの判断により残債務の一括弁済が求められること等を合意し、被告プロミスから25万円を借り入れた。

(2) 上記取引開始時に交付された極度借入基本契約書（乙第1号証。以下「当初契約書」という。）には、貸付利率（年29.2パーセント）が記載されているものの、貸金業法17条1項6号により記載が求められる返済期間及び返済回数に記載されていない。また、ATMでの借入や弁済が行われること

が予定されていたが、当初契約書には、ATMでの借入の際に発行される取引明細書が貸付書面となることや取引明細書に記載が省略されている事項が当初契約書と同一であることを明らかにする注意書きもされていない。

(3) 原告は、別表1のとおり、何度も借入を繰り返したが、当初の25万円の借入を除き、いずれもATM（現金自動受払機）で借入をした。ATMでの貸付で17条書面となる本件貸付書面は、ATMから発行される「ATM領収書兼ご利用明細書」であるが、これには長らく貸付利率の記載がなく、かつ、返済期間及び返済回数の記載もされていなかった。これらの事項が本件貸付書面に記載されるようになったのは、平成14年12月8日の貸付（乙12の210頁）以降のことであった。

(4) 甲取引における弁済は大部分がATMによって行われたが、ATMから発行された本件受領書面（乙12のうち、取引内容を「返済」「ご返済」とするもの）のすべてに、被告プロミスが受領した超過利息について貸金業法43条1項の要件が具備されていることを前提に、超過利息を元本に充当しないで計算された約定元本の額が記載されていた。

原告は、返済は毎月2万円程度行いながら、貸付極度額に余裕ができれば小口の借入を繰り返しており、約定元本の額は、貸付極度額の上限50万円に近い状態が多かった。

ところが、実際には、平成6年11月30日の弁済の時点で、超過利息を元本に充当する計算をすれば、甲取引の元本は完済されており、以後の弁済は、すべて過払金となっていた。

2 上記認定のとおり、甲取引は、上限利率を超える約定利率を合意し、100万円を超えない貸付極度額とリボルビング方式の弁済方法を定めた基本契約を締結した上で、貸付極度額の範囲内で与信と弁済を繰り返したという継続的な金銭消費貸借取引と考えられる。

3 当初契約書には返済期間及び返済回数の記載がないから、これを17条書面

と認めることはできないし、貸付書面となるATM発行の明細書には、長らく、貸付利率、返済期間及び返済回数の記載がなかったから、これらの記載がない本件貸付書面も17条書面と認めることができない。

したがって、被告プロミスは、貸金業法43条1項の要件を欠くにもかかわらず、その要件があるとして計算した、誤った元本充当額（貸金業法18条1項4号により記載が義務付けられている事項）及び残元本額（貸金業法施行規則15条1項5号により記載が義務付けられている事項）を本件受領書面に記載し続けたのであって、本件受領書面は、すべて18条書面と認めることができない。

そうすると、甲取引において、被告プロミスが超過利息の返還を免れる要件はないから、甲取引に適用される上限金利（年18パーセント）を超えて支払われた超過利息は当然に元本に充当される。そして、超過利息を元本に充当した結果元本が完済された後に被告プロミスが受領した弁済は過払金（不当利得）となり、被告プロミスは、その返還義務を負う。

4 法定利息の支払義務について

(1) 貸金業者が超過利息を受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の超過利息取得要件が認められない場合には、当該貸金業者は、これがあるとの認識を有しており、かつ、そう認識したことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定されるものというべきである（平成19年最高裁判決）。

(2) 甲取引の弁済につき、被告プロミスには超過利息取得要件がないことは前記のとおりである。

被告プロミスは、平成元年5月10日の取引開始から平成14年12月8日までの間、17条書面の法定記載事項である返済期間及び返済回数を記載した貸付書面を原告に交付したことがないのに、超過利息取得要件を誤認し

たことがやむをえないといえる特段の事情があるとは到底解されない。

したがって、被告プロミスは、甲取引において発生した過払金について悪意の受益者と推認されるから、過払金を返還するだけでなく、過払金が発生した時から過払金返還までの間、法定利息を支払う義務を負う。

5 充当計算について

甲取引のような継続的金銭消費貸借取引にあつては、発生した過払金を、弁済当時存在する他の借入金債務のみならず、その後生じる新たな借入金債務に充当する旨の合意がされているものと解するのが相当である（最高裁判所平成19年6月7日第一小法廷判決・民集61巻4号1537頁参照）。

したがって、甲取引において発生した過払金及び法定利息については、その発生直後にされた貸付との間で、法定利息、過払金の順に充当計算し、その計算によって減額された元本を基準として超過利息の計算を行い、さらに発生した過払金及び法定利息とその後の貸付とを同様に充当し、取引が途絶えた時点での過払金及び法定利息の額を計算すべきことになる。

そのような充当計算をすれば、甲取引の最終弁済日である平成22年6月3日において、282万4652円の過払金及び26万1843円の法定利息が残存していたことになる。

第2 乙請求の当否について

- 1 請求原因1及び同3(3)の事実は当事者間に争いがなく、同3(1)の事実は甲第2号証及び弁論の全趣旨によりこれを認めることができる。

上記事実関係に照らせば、乙取引も、甲取引と同様、上限利率を超える約定利率を合意し、100万円を超えない貸付極度額とりボルピング方式の弁済方法を定めた基本契約を締結した上で、貸付極度額の範囲内で与信と弁済を繰り返したという継続的な金銭消費貸借取引と考えられる。

- 2 乙取引に適用される上限金利（年18パーセント）を超えて支払われた超過利息は当然に元本に充当される。そして、充当計算の結果元本が完済された後

に訴外会社が受領した弁済は過払金（不当利得）となる。訴外会社につき貸金業法43条1項所定の要件があった事実は主張も立証もされていない。したがって、別表2のとおり、乙取引については、平成7年10月30日の時点で元本が完済され、以後の弁済はすべて過払金となることが計算上明らかである。

3 ところで、甲第6ないし第10号証及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる（なお、以下の(5)の事実は当裁判所に顕著な事実である。）。

(1) 平成18年最高裁判決は、期限利益喪失約定の下で超過利息が支払われた場合、その支払は貸金業法43条1項にいう「債務者が利息として任意に支払った」ということはできないと判断した。わが国の貸金業者の大半は、期限利益喪失約定の下で顧客と継続的な金銭消費貸借取引を行っていたため、この最高裁判決が明らかにされたことにより、消費者金融業界では、過去に業者が受領した超過利息がすべて不当利得となること、これが当然に元本充当されること、したがって、ある程度長期間取引が継続している顧客との間では、約定元本が残存している外形はあっても実際には過払金が発生しているはずであるとの認識が広まり、それまで貸金業者が多数の顧客から過払金の返還を求められたが、今後、ますますその傾向が強まるであろうとの認識が広まった。

(2) 訴外会社は、その全株式を被告プロミスが保有する被告プロミスの完全子会社たる貸金業者であったところ、被告プロミスは、平成19年に入ると、自社の収益の確保のため、子会社を含めた企業グループの戦略を見直し、訴外会社の事業を縮小し、被告プロミスの事業基盤を拡大し、訴外会社の営業債権（約定の弁済を続ける訴外会社の顧客に対する債権を意味する。）を被告プロミスに移行し、訴外会社の貸金業務を廃止することを決定した。

営業債権の移転方法は、訴外会社の顧客の同意を得て「切替契約」を行うか、債権譲渡のいずれかとされ、そのうち切替契約に関する業務を行うため、被告プロミスと訴外会社は平成19年6月18日付けの業務提携契約書（甲

7) を取り交わした (以下、これにより締結された契約を「本件業務提携契約」という。)

- (3) 切替契約とは、債権債務関係を訴外会社から被告プロミスに切り替えるための契約であり、訴外会社に対する約定残元本相当額を貸し付けたことにして同額を訴外会社に振り込むこと、これにより訴外会社に対する約定残元本債務を消滅させると同時に、被告プロミスとの間で同額の貸金債務が発生するという仕組みを合意する契約である。

本件業務提携契約は、訴外会社と被告プロミスとが協議して切替契約対象顧客を選別すること、その顧客に対する切替契約への勧誘は、訴外会社が「株式会社プロミス」の名で行うが、切替契約対象顧客に対する審査や与信業務は被告プロミスが行うこと、訴外会社が切替契約対象顧客に対して負担していた過払金債務及び法定利息債務については被告プロミスと訴外会社の双方が連帯して責任を負うことが合意された。

- (4) 本件業務提携契約に基づき、平成19年8月ないし9月にかけて、被告プロミスは、切替契約に応じた顧客との関係で切替契約手続を行い、訴外会社と当該顧客との契約関係を解消した。
- (5) 切替契約対象外の営業債権については、被告プロミスが、平成19年10月16日付けで訴外会社と調印した債権譲渡契約書により、その時点で過払金が発生しているのかどうかを問わず、包括的に被告プロミスに移転すること、移転した営業債権について顧客から過払金の返還が求められた場合も被告プロミスにおいてその返還債務を履行することを合意し (以下「本件包括譲渡契約」という。) た。

本件包括譲渡契約に基づき、切替契約対象外の営業債権 (その中に本件の乙取引も含まれる。) は、平成19年10月、個々の顧客に対する債権譲渡通知を行って、訴外会社から被告プロミスに移転した。

本件業務提携契約及び本件包括譲渡契約が履行された結果、訴外会社の営

業債権は全面的に被告プロミスに移転し、訴外会社は事業基盤を失い、平成19年9月に全店舗を廃止し、平成19年12月に貸金業を廃業した。

(6) 平成19年10月19日、乙取引に係る約定残元本債権47万5944円（前記のとおり、超過利息を元本に充当すれば既に過払金が発生しており残元本債権は実際にも存在しなかった。）は、訴外会社から被告プロミスに譲渡され、原告は、被告プロミスに対し、別表2の番号225から242までの弁済を行った。

(7) 被告プロミスは、訴外会社から平成19年10月29日に債権譲渡を受けた営業債権について、平成22年2月に、当該顧客と和解合意をした。

この和解において、被告プロミスは、訴外会社との取引から通算して計算すると顧客に66万円の過払金が発生していたことを認め、その過払金を被告プロミス自らが返還することを約している（甲9）。

4 前記認定事実によれば、被告プロミスは、訴外会社の事業を廃止する手段として、会社法上の清算あるいは任意整理という方法（これら方法による場合、弁済を継続する顧客との取引関係が失われるし、多数の顧客との間の過払金に関する債権債務関係を顕在化する。）をとらず、営業債権の弁済を続ける顧客との取引関係を維持するため、企業間契約による営業債権の包括的移転という方法をとったものと認められる。そして、本件包括譲渡契約と本件業務提携契約は、個々の顧客が過払金の返還を求めた場合の対応についてまで取り決めて行われたものであって、訴外会社の事業基盤を被告プロミスに統合する目的で行われたことが明らかであるから、本件包括譲渡契約は、顧客との間の取引契約上の地位が訴外会社から被告プロミスに承継することを前提とする企業間契約であると解される。したがって、本件包括譲渡契約に基づいてされた乙契約に関する債権譲渡によって、乙契約の貸主の地位が訴外会社から被告プロミスに移転したものと認められる。実際にも、被告プロミスは、前記3(7)に認定のとおり、訴外会社から債権譲渡を受けた取引の顧客に過払金を返還している事

実があり、この事実は、本件包括譲渡契約に基づく債権譲渡が、取引上の地位の承継を含むことを示すものである。

したがって、被告プロミスは、別表2記載の乙取引の全体について、契約上の一方の当事者としての義務を履行すべき立場に立つということができ、乙取引に係る過払金返還債務を負う。

5 法定利息の支払義務について

乙取引における超過利息の受領に関し、訴外会社及び被告プロミスに、超過利息取得要件を誤認したことがやむをえないといえる特段の事情があったことは何らうかがえないから、訴外会社及び被告プロミスは、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定されるものというべきである。

したがって、被告プロミスは、乙取引において発生した過払金を返還するだけでなく、過払金が発生した時から過払金返還までの間、法定利息を支払う義務を負う。

6 充当計算について

乙取引において発生した過払金及び法定利息については、甲取引と同様の充当計算をすべきであり、そうすると、乙取引の最終弁済日である平成21年3月30日において、246万7687円の過払金及び16万7758円の法定利息が残存していたことになる。

第3 丙請求の当否について

- 1 請求原因7(1)の事実は当事者間に争いがない。
- 2 甲第5号証によれば、被告ネオラインは登録貸金業者であること、被告プロミスと被告ネオラインは、乙取引の貸金債権について、平成21年4月22日付け書面により、被告プロミスから被告ネオラインに譲渡された旨を通知したことが認められる。

しかし、平成21年4月の時点で、乙取引については、貸金債権は存在せず、

過払金債務だけが存在していたのである。しかも、被告ネオラインも、被告プロミスと同様、貸金業法上の登録を受けた貸金業者であるから、当然、乙取引の開始時期や弁済状況を知った上で債権譲渡を受けたものと認めて差支えがない。そうすると、被告ネオラインは、乙取引においては既に貸金元本が存在しないことを承知の上で、これがあるということにして債権譲渡を受けたこととただけであると推認される。

- 3 したがって、被告ネオラインは、弁済受領の原因となる債権が存在しないことを知りながら、原告から14万1000円の弁済を受領したから、その非債弁済金を返還するとともに、悪意の受益者として法定利息を支払う義務を負う。
- 4 被告ネオラインが支払うべき法定利息の平成22年6月3日時点での額が3654円となることは計算上明らかである。

第4 結論

以上に説示のとおりであって、原告の被告らに対する請求はいずれも理由があるから認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を、仮執行宣言につき同法259条を適用して、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第3部

裁 判 官 橋 詰 均